

平成十五年国土交通省令第十五号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条の二第一項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条の二第一項の規定に基づく特定建築物に係る届出に関する省令を次のように制定する。

（第一種特定建築物に係る届出）

第一条 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第七十五条第一項前段の規定により届出をしようとする第一種特定建築主等は、同項各号に掲げる行為の着手の予定の日（以下「前日」という。）の前日までに（同項第二号又は第三号に掲げる行為をしようとする場合において、緊急その他やむを得ない理由があるときは、当該行為に着手する前に、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十一条に規定する特定建築行為をしようとする場合において、当該特定建築行為に係る建築物が同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日までに建築基準法第六條第一項若しくは第六條の二第二項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされたものであるときは、当該施行の日（以下「前日」という。）の前日までに、別記第一号様式による届出書正副二通に、それぞれ前条第一号各号に掲げる書類及び図面を添えて、これを所管行政庁に提出しなければならない。）

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、これらの規定中「第一種特定建築主等」とあるのは、「第二種特定建築主」と読み替えるものとする。（定期報告）

第三条 法第七十五条第五項又は法第七十五条の二第三項の規定により報告をしようとする者は、当該建築物について法第七十五条第一項前段又は法第七十五条の二第二項前段の規定により最初に届出をした日の属する年度の末日から起算して三年ごとに区分した各期間ごとに、当該各期間の最終年度内に、別記第三号様式による報告書正副二通を所管行政庁に提出しなければならない。

附則抄  
（施行期日）  
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。（届出に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日から二十一日を経過するまでの間に特定建築物の工事の着手を予定している特定建築主については、本則第一項の規定の適用については、同項中「特定建築物の工事の着手の予定の日（以下「前日」という。）の前日」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

附則（平成一八年三月二七日国土交通省令第一五号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）  
第二条 建築物の新築又は改築に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一号様式及び第三号様式並びに機関省令様式第二号にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

第三条 建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一号様式及び第三号様式並びに機関省令様式第二号にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成二二年七月一〇日国土交通省令第四七号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年三月二九日国土交通省令第一三三号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年九月三〇日国土交通省令第八四号）  
（施行期日）  
第一条 この省令は、平成二五年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二六年四月一日から施行する。

（経過措置）  
第二条 住宅の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、当分の間、次の様式によることができる。

第三条 住宅の用途に供する建築物の新築又は改築に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

第四条 住宅以外の用途に供する建築物の新築、改築、増築、修繕若しくは模様替に係るエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基

づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることのできる。

第二号様式（第一条又は第二条関係）（A4）

第一号様式（第一号又は第二号関係）（A4）

届出書  
（第一号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第73条第1項第2号又は第74条第1項第1号の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様 平成 年 月 日

届出者氏名 印

【届出の届】  
第一号様式建築物（法第73条第1項第2号の規定による届出）  
第二号様式建築物（法第74条第1項第1号の規定による届出）

区分	建物名称	建物所在地
区分	号	
区分	号	
区分	号	

**附 則（平成二八年一月一七日国土交通省令第80号）**

**第一条（施行期日）**  
この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

**附 則（平成二八年一月三〇日国土交通省令第80号）**  
この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。

**第一号様式（第一条又は第二条関係）**

附 則（平成二六年一月一七日国土交通省令第3号）抄

第二号様式（第二号関係）（A4）

届出書  
（第一号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第73条第1項第2号又は第74条第1項第1号の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様 平成 年 月 日

届出者氏名 印

【届出の届】  
第一号様式建築物（法第73条第1項第2号の規定による届出）  
第二号様式建築物（法第74条第1項第1号の規定による届出）

区分	建物名称	建物所在地
区分	号	
区分	号	
区分	号	

づく建築物に係る届出等に関する省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書の様式については、この省令第二条による改正後のエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令第一号様式にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

**附則様式（附則第一条関係）（A4）**

第三号様式（第三条関係）（A4）

第三号様式（第三号関係）（A4）

変更届出書  
（第一号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第73条第1項第2号又は第74条第1項第1号の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様 平成 年 月 日

届出者氏名 印

【変更の届出の届】  
第一号様式建築物（法第73条第1項第2号の規定による届出）  
第二号様式建築物（法第74条第1項第1号の規定による届出）

【変更の届出をとする建築物の名称の届出】  
建物名称  
区分

区分	建物名称	建物所在地
区分	号	
区分	号	
区分	号	

第三号様式（第三号関係）（A4）

変更届出書  
（第一号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）第73条第1項第2号又は第74条第1項第1号の規定による変更の届出をします。この変更届出書に記載の事項は、事実と相違ありません。

所管行政庁 様 平成 年 月 日

届出者氏名 印

【変更の届出の届】  
第一号様式建築物（法第73条第1項第2号の規定による届出）  
第二号様式建築物（法第74条第1項第1号の規定による届出）

【変更の届出をとする建築物の名称の届出】  
建物名称  
区分

区分	建物名称	建物所在地
区分	号	
区分	号	
区分	号	

（注）  
 ① 届出者の氏名の記入を怠る場合は、捺印を添付することができます。  
 ② 届出の届は、捺印するポイントに「シ」マークを入れてください。  
 ③ 数字は漢数字を併せてください。  
 ④ 記入欄が不足する場合は、用紙に必要事項を記入して添付してください。  
 ⑤ この変更届出書のほか、建築物の外観、形状を撮ったその後の写真の提出及び建築物に設けたエネルギー消費性能表示に関するエネルギー消費性能表示の設置の届出を添付するために所管行政庁が必要と認める書類及び図面を提出してください。  
 ⑥ 捺印のある欄は記入しないでください。